## 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

- ◆オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◆受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用 して診療を行います。

上記の体制により、令和6年12月より「医療情報取得加算」として、 以下の通り診療報酬点数を算定いたします。

## 初診時

医療情報取得加算 1点

再診時(3月に1回限りの算定)

医療情報取得加算 1点

令和6年12月2日より保険証の新規発行は終了しましたが、現在のお手元にある保険証については、有効期間内、又は令和7年12月1日まで使用できますが、順次マイナカードへの紐づけをよろしくお願いいたします。

今後も引き続きマイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用 にご協力をお願いいたします。